平成２５年（フ）第１１４号
釧路市愛国東４丁目27番６号　まりもハイツ１階101号室
債務者　田代　貴裕
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５号
釧路市愛国東４丁目27番６号　まりもハイツ１階101号室
債務者　田代美由紀
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３号
釧路市弥生１丁目１番37号　ファミリァ８Ｂ号
債務者　浦見　忠尚
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
熊本県八代市宮地町391番地５　201
債務者　髙橋　章代
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月28日午後３時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１２１６号
神奈川県藤沢市湘南台３丁目17番地の11　セザールハイム302
債務者　大淵　智浩
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５４８号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ６棟106号
債務者　小山　博嗣
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５６２号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目30番26号　チェリーハイツ202号
債務者　遠藤　俊太
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５８１号
神奈川県海老名市上今泉４丁目20番６号　グリーンヒルズ105号室
債務者　舟山理津子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６０２号
横浜市青葉区千草台23番地６　相模青葉荘20号
債務者　坂本　明彦
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６１０号
横浜市磯子区中原１丁目１番40―732号
債務者　植田　光一
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３４号
東京都福生市武蔵野台２丁目２番地10原友レジデンス102号室
債務者　高橋　智子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６５４号
東京都八王子市下柚木３丁目７番地３―304
債務者　小林智恵子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８９号
東京都青梅市野上町１丁目42番地の１
債務者　横地　芳忠
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６００号
東京都あきる野市草花796番地５高瀬シティーハイツ202号
債務者　豊田美和子
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９８号
静岡県磐田市見付1441番地９　アメニティーベル106号
債務者　村上　良勝
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月１日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係